

平成十九年十二月三日提出
質問第二八九号

薬害肝炎に関する質問主意書

提出者
山井和則

薬害肝炎に関する質問主意書

一 十一月七日、舛添厚生労働大臣はC型肝炎訴訟原告団と面会した。舛添厚生労働大臣は、昨年二〇〇六年六月、最高裁が国の責任を認め、原告の全面勝訴が確定したB型肝炎訴訟の原告団とも会うべきではないか。

二 慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと進行している患者も多い。肝硬変、肝がんの患者にも、国は積極的に対応を検討すべきで、肝硬変や肝がんの患者への医療費助成を行うべきではないか。

三 フィブリンゲン製剤等の投与によって肝炎に罹患した方で、医療機関がカルテを破棄するなどしてカルテのない方にどう対応するか。また投与を証明するものがない方にはどう対応するか。

四 予防接種における注射器の回し射ちや、輸血によって肝炎に罹患した方への救済策についてどのように考えているか。

五 フィブリンゲン製剤の納入先七〇〇〇医療機関の新聞紙上における再公表については、質問第二四五号「「フィブリンゲン製剤等に関する相談窓口」等に関する質問主意書」の答弁二で「具体的な時期については、現時点では未定」としている。十月三十一日の衆議院厚生労働委員会でも舛添厚生労働大臣が「ぜひ

実現の方向で検討したい」と答弁してから一か月以上経つが、いつ行うのか。目途を明らかにすべきではないか。

六 十一月三十日、厚生労働省「フィブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」（以下、厚労省検討会）が発足した。最終報告はいつ出すのか。

七 厚労省検討会は五名の学識者等から構成されている。十一月二十八日、衆議院厚生労働委員会で岡本充功議員は、五名の構成員の方が、「田辺三菱製薬から講演料を含めて、研究費を含めて、お金をもらわれているのか」と質問し、舛添厚生労働大臣は「調査を進めます」と答弁している。調査したか。その結果をお教えいただきたい。また厚生労働省は人選時に、その点について調べたのか。

八 十一月八日、舛添厚生労働大臣は「七年後には慢性肝炎の患者をゼロにするという決意である」と述べている。その根拠を明らかにされたい。

九 肝炎患者に対するインターフェロン治療の医療費用助成は、法改正や新しい法律なしに行うことは可能か否か。その理由とあわせてお教え願いたい。

右質問する。